

小城市協働によるまちづくりに関する
提言書

平成30年10月

小城市協働によるまちづくり検討委員会

目 次

| | |
|------------------------|---|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. なぜ協働によるまちづくりが必要なのか？ | 2 |
| 3. 今後の協働によるまちづくりについて | 3 |
| 4. まちづくり協議会（仮称）について | 4 |

【参考資料】

| | |
|--------------------------|----|
| ① 小城市協働によるまちづくり検討委員会設置要綱 | 10 |
| ② 小城市協働によるまちづくり検討委員会委員名簿 | 11 |
| ③ 小城市協働によるまちづくり検討委員会検討経過 | 12 |
| ④ 三里まちづくり協議会設立までの歩み | 13 |

1. はじめに

本委員会は、小城市における協働によるまちづくりを進めるための仕組みづくりに向けて、地域を基盤とするまちづくりやコミュニティ活動の方向性及び市の施策のあり方について検討するため、平成 26 年 12 月に設置されました。

市民アンケートや行政区の区長を対象にしたアンケートを実施することで、地域課題を洗い出すとともに、先進的な地域の取り組みを参考にしながら、これからの小城市における協働によるまちづくりについて検討を行ってきました。

また、地域のまちづくりモデル事業として、平成 30 年 6 月に設立した三里まちづくり協議会の成果と課題を踏まえながら検討を重ねてまいりました。

市民と行政がお互いの能力や特性を最大限に発揮できる仕組みづくりや、地域住民が主体となって身近な課題を解決していくための仕組みの充実・強化を行い、協働によるまちづくりを推進するため、基本的な考え方と方向性をまとめましたので、これを小城市に提言いたします。

小城市に住む住民誰もがこの提言により、地域への愛着と誇りを持ち、魅力ある住みよい地域づくり・まちづくりにつながることを期待します。

小城市協働によるまちづくり検討委員会

2. なぜ協働によるまちづくりが必要なのか？

(1) 協働とは・・・

市民、行政などが、地域の課題を解決するために、お互いの立場や特性を理解するとともに、お互いを尊重し、対等の立場でそれぞれが持ちうる能力を出し合いながら共通の目的を達成するために、協力、協調して取り組むことです。

(2) なぜ今、協働のまちづくりが必要なのでしょう？

小城市においても多くの地域で少子高齢化や人口減少、混住化が進み、人と人のつながりが希薄になっている地域もみられ、地域組織が弱体化していることなどが課題として挙げられます。

一方、市民ニーズは多様化・高度化しており、従来からあった公共サービスの他に新たな市民ニーズへの対応が求められていますが、行政だけでは解決できなくなってきました。

例えば、空き家の増加問題や一人暮らしの高齢者の見守り、子育て支援などの福祉サービスの充実があげられます。また、災害時の助け合いや、美しい自然環境の保全が必要になるなどの地域課題も増えてきています。

そのためには、市民個人や行政だけでなく、多様な担い手が協働しながら、みんなで地域づくり・まちづくりを行っていく必要があります。

3. 今後の協働によるまちづくりについて

地域課題をそこに住む住民自らが解決し、住みよい環境を築きあげるためには、住民意識を高めることが必要です。地域における課題を自分たちの課題として認識し、主体的に課題解決に取り組むことが求められます。地域における課題は、地域性や習慣、住民意識の相違により様々です。

その解決のためには、

- ・自らの地域の組織力の強化
- ・「地域おこし隊」などの都市部からの新しい人材の導入
- ・子育てや防災など目的を絞った広域的な組織活動の充実
- ・既存の行政区の組織力の強化

などが考えられます。

本委員会では、最も総合的な協働によるまちづくりの手法として、住民主体のまちづくりを推進するため、「まちづくり協議会（仮称）」の設置が必要であると考えます。

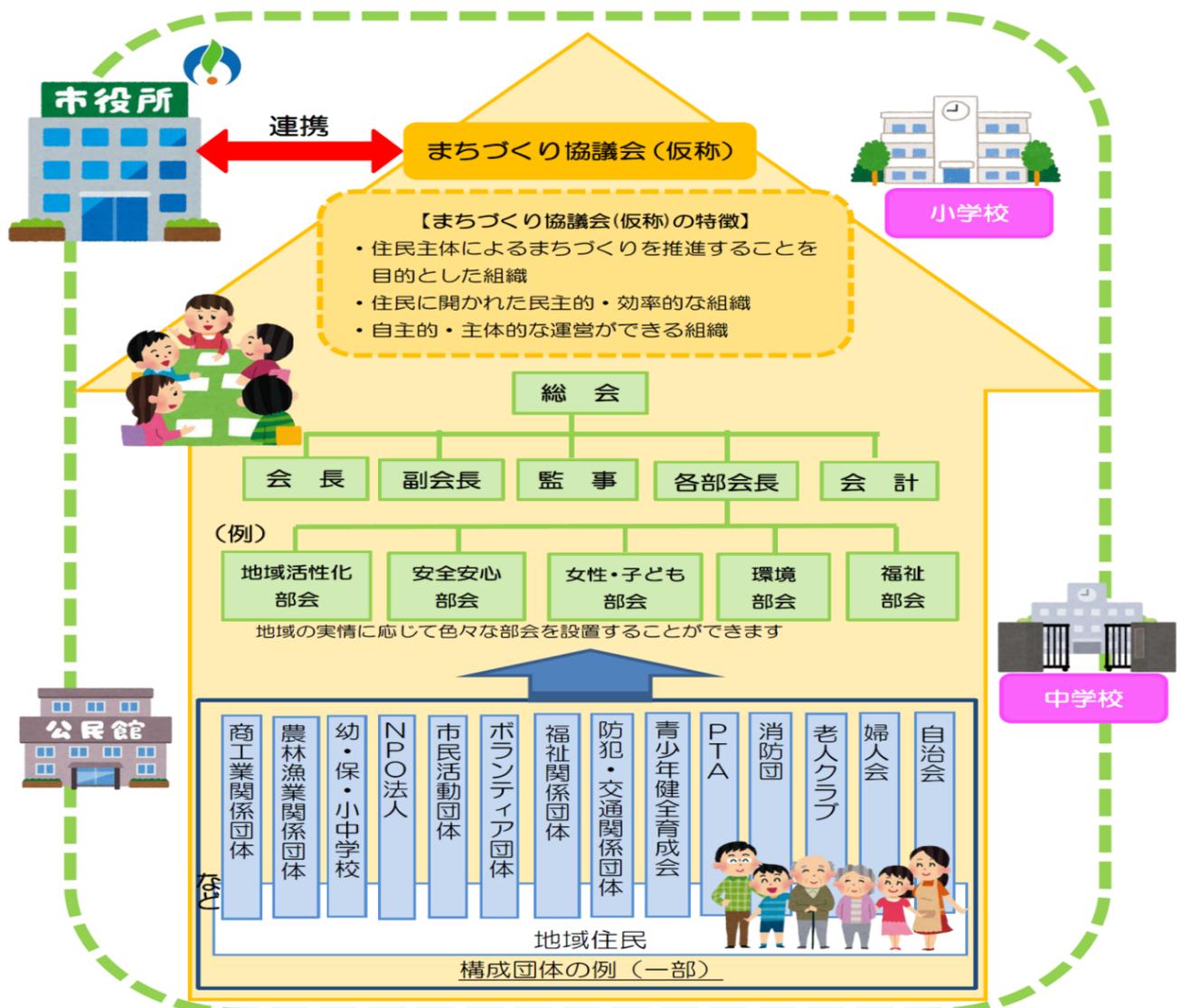
<まちづくり協議会（仮称）へ期待される効果>

自らが住む地域の課題や市民ニーズを把握した上で、早急に取り組む必要性が高い課題に優先順位を付け、地域全体の合意の基で課題解決に取り組み、また、地域の魅力を活用し、地域活性化に向けた取り組みを行うことで、住民主体による魅力ある住みよい地域づくり・まちづくりにつながることが期待されます。

4. まちづくり協議会(仮称)について

(1) 区域について

- ・まちづくり協議会(仮称)は、概ね小学校区単位を想定し、地域によってはそれ以外の地域を単位とします。
- ・住民主体のまちづくりへの参加を推進していくため、自治会、消防団、PTA、老人クラブなどの各種団体を基礎とし、地域課題に対応できる緩やかなネットワーク組織とします。
- ・各種団体が個別に活動するだけでなく、地域全体で情報を共有し、地域のことを話し合い、地域で必要な取り組みを協力して実施していくため、地域活動にすべての人が参加できるような方策を地域で検討していくことが必要です。



(2) 要件について

【構成員】

- ・当該地域に居住するすべての住民及び地域で活動する各種団体および事業者等であること。(地域住民、自治会、消防団、PTA、青少年健全育成会、ボランティア団体、NPO法人、学校、事業所など)
- ・既存の組織や団体の活動を活かしながら、活動に参加できること。
- ・若い世代から高齢者、女性などが積極的に参加できること。

【活動目的・内容】

- ・既存団体の緩やかな連携によりコミュニティを活性化すること。
- ・地域課題の解決に向けて住民の総意による地域のまちづくりの目標、活動方針などを定めた地域まちづくり計画を作成し、実践すること。
- ・多くの住民の意見を反映し、多くの住民に参加してもらうため、まちづくり協議会(仮称)に部会制度を設け、団体それぞれの特性を活かせるようにすること。

<参考>具体的な活動事例

| 分野 | 活動内容 |
|--------|--|
| 防犯・防災 | 防災訓練、危険箇所マップの作成 |
| 健康・福祉 | 健康づくり教室、子育て支援、見守りネットワーク |
| 自然・環境 | 環境美化(一斉清掃)、ごみ・空き缶拾い、花壇づくり |
| 青少年育成 | 子ども体験教室、登下校見守り、情報リテラシー教育 ^{*1} |
| 教育・文化 | 伝統行事、生涯学習、男女共同参画 |
| 親睦・交流 | お祭り、レクリエーション大会 |
| 地域の活性化 | 特産品づくり |
| 情報発信 | 広報紙発行 |

^{*1} 情報リテラシー教育…コンピュータやネットワークを活用して情報やデータを扱うための知識や能力のこと。

【管理・運営】

- ・まちづくり協議会（仮称）規約に基づき、役員の民主的選出を行うこととし、女性や若い世代の積極的な登用を図ること。
- ・まちづくり協議会（仮称）の活動や会計について、資料等を明らかにし、事業計画、予算作成・執行および会計処理の透明性を確保すること。
- ・地域で何が行われ、何が課題になっているかなど、協働につながる幅広い情報を積極的に公開すること。

（3）活動拠点について

まちづくり協議会（仮称）の区域を概ね小学校区単位と設定したことを踏まえ、小学校区毎に設置されている公民館・支館を活動拠点とすることが望ましいと考えます。

また、将来的には老朽化した公民館・支館の建替えが生じた際には、公民館以外の民間・公共施設なども含めて、多様な施設の活用を検討するとともに、現代的なニーズに対応した多目的なコミュニティセンターの建設・設置を含めた検討が必要です。

なお、公民館・支館を活動拠点とする場合には、下記の内容について、公民館・支館は留意する必要があります。

- ①まちづくり協議会（仮称）が行う校区の生涯学習の活性化について支援する。
- ②まちづくり協議会（仮称）が公民館・支館の管理・運営を将来的に担うことができるように協力する。
- ③まちづくり協議会（仮称）の事務的運営業務について、原則として協力する。

(4) 財源について

- ・市からまちづくり協議会（仮称）の運営に対する一定の補助金（交付金）による財政的支援が必要です。また、市は財源を確保できる手段を情報提供していく必要があります。
- ・協働のまちづくり活動を行う上では、まちづくり協議会（仮称）による自主財源の確保が必要不可欠です。各地区の負担金（戸数割）や寄付金の受入れ、民間の助成金の活用などがあげられます。
- ・まちづくり協議会（仮称）では、効果的・効率的に予算配分できる仕組みを考えていく必要があります。

(5) 市職員の関わりについて

まちづくり協議会（仮称）の自主的・自立的な運営ができるように、市からまちづくり協議会（仮称）への人的支援を提案します。なお、自主的・自立的な運営が可能となった場合は、市からの人的支援は最小限に抑えることが住民主体のまちづくりにつながると考えます。

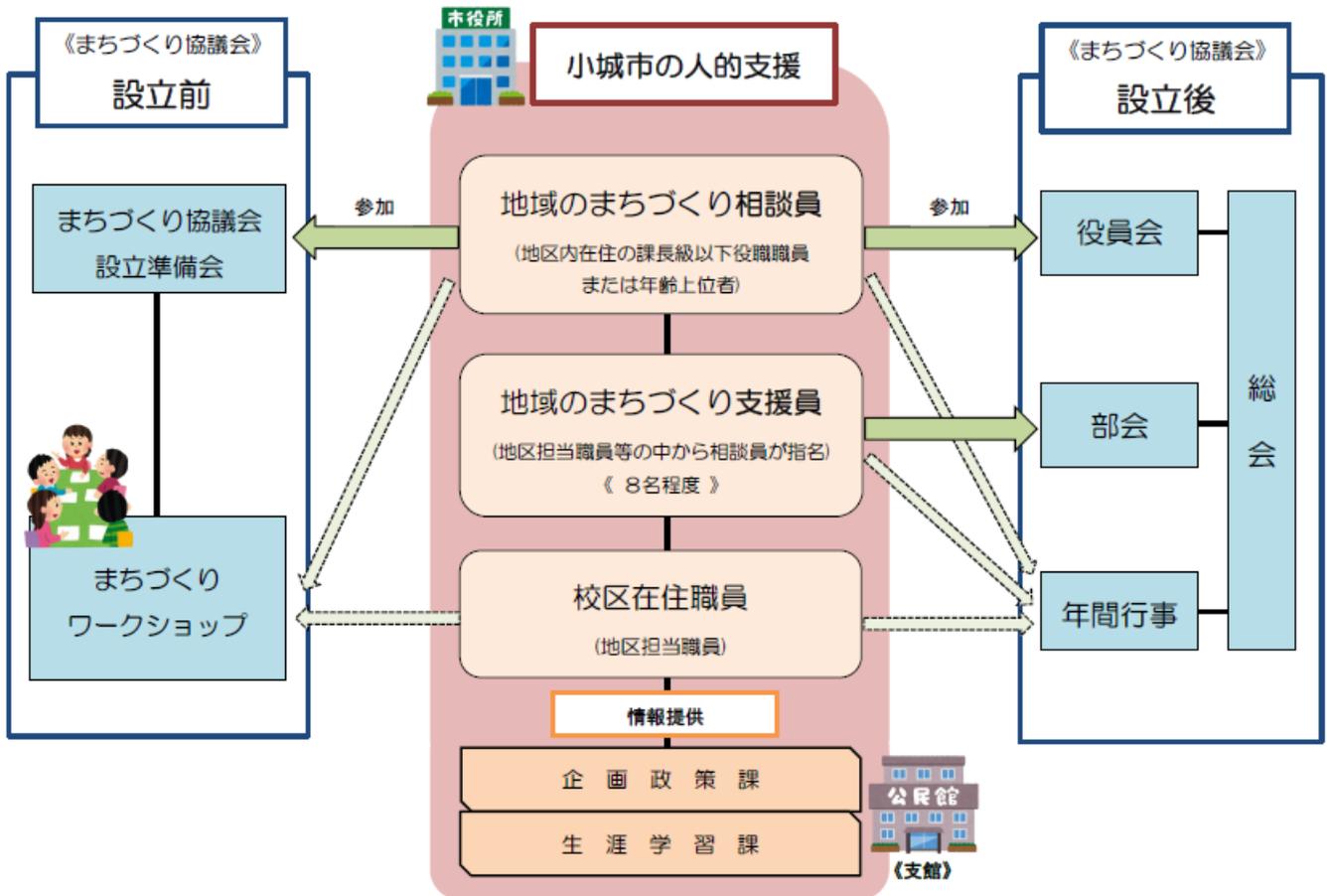
地域のまちづくり職員支援制度の内容

【相談員】 役員会へオブザーバー（ボランティア）として参加、行事への参加

【支援員】 部会へオブザーバー（ボランティア）として参加、行事への参加

【校区在住職員（地区担当職員）】 行事への参加

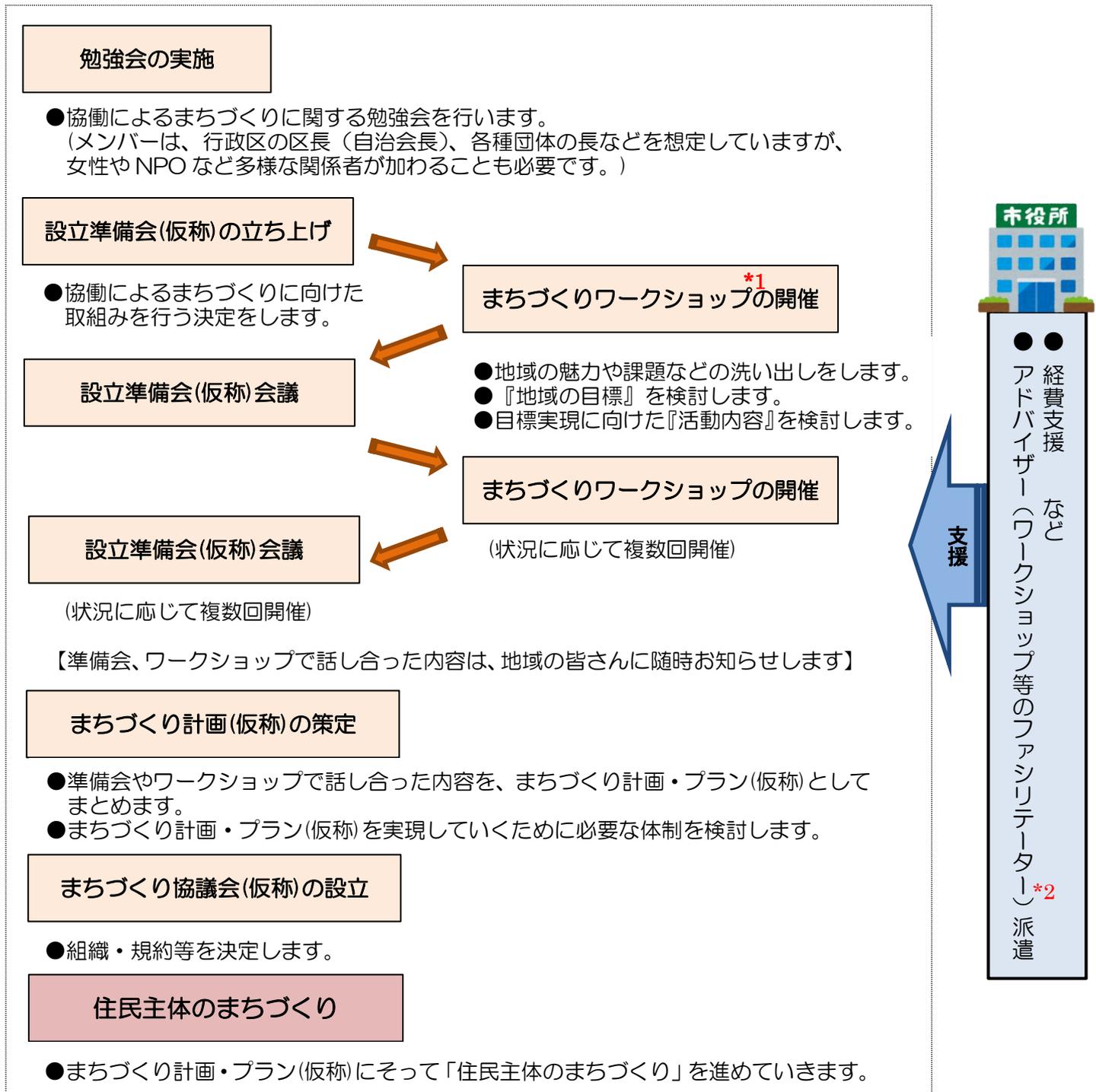
地域のまちづくり職員支援制度



(6) まちづくり協議会（仮称）設立の進め方について

地域の実情や課題によって進め方は違ってきます。

実際に取り組んでいく時は、地域の特色に応じて進めていく必要があります。



^{*1} ワークショップ…さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見をまとめ上げていく場。(対話型)

^{*2} ファシリテーター…会議の司会進行役。中立的な立場を守り、参加者の心の動きや状況を見ながら、プログラムを進行していく人。

小城市協働によるまちづくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 協働によるまちづくりを進めるための仕組みづくりに向けて、地域を基盤とするまちづくりやコミュニティ活動の方向性及びそれに基づく市の施策のあり方などについて検討するため、小城市協働によるまちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の検討及び協議を行う。

- (1) 地域におけるまちづくりの現状及び課題に関すること。
- (2) 地域コミュニティ組織の位置付け、役割及び体制に関すること。
- (3) 地域と行政との適切な役割分担のあり方に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員22名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者又は当該団体が推薦する者
- (3) 公募により選ばれた者
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会の会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成26年9月1日から施行する。

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱された委員会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則（平成26年12月15日告示第112号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月26日告示第11号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月22日告示第74号）

1 この告示は、平成29年7月1日から施行する。

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱された委員会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年10月20日までとする。

小城市協働によるまちづくり検討委員会 委員名簿 (任期:平成 28 年 10 月 21 日～平成 30 年 10 月 20 日)

【参考資料②】

| | 区分 | 所属団体等 | H26.12.25～ | H27.4.1～ | H28.10.21～ | H28.12.1～ | H29.4.1～ | H29.6.1～ | H29.9.28～ | H30.4.1～ | |
|----|----|-----------------------|------------|----------|------------|-----------|----------|----------|-----------|----------|--|
| | | | 委員名 | | | | | | | | |
| 1 | | 学識経験者 | 五十嵐 勉 | | | | | | | | |
| 2 | | 学識経験者 | 安徳 弥生 | | 井本 浩之 | | | | | | |
| 3 | 推薦 | 小城市区長連絡協議会 | 今村 力哉 | 本村 廣太 | 森永 光俊 | | 森永 利男 | | 古川 一二三 | | |
| 4 | 〃 | 公民分館長会 | 原口 泰平 | | 中野 淳二 | | 大松 邦雄 | | | | |
| 5 | 〃 | 小城市民生委員・ 児童委員連絡協議会 | 眞子 公敏 | | | 高岸 巖 | | | | | |
| 6 | 〃 | 小城市消防団 | 秋丸 政光 | | | | 下村 一寿 | | | | |
| 7 | 〃 | 小城市地域婦人会 | 山田 トモ子 | | 福地 敦子 | | | | | | |
| 8 | 〃 | 小城市老人クラブ連合会 | 横山 正義 | 古賀 壽美 | | | | | | 田中 和夫 | |
| 9 | 〃 | 小城市PTA連絡協議会 | 川頭 孝寿 | 唐島 由晃 | | | 右近 貴臣 | | | | |
| 10 | 〃 | 小城市青少年育成市民会 議 | 木下 隆和 | | 上瀧 政登 | | | | | | |
| 11 | 〃 | 小城市ボランティア連絡 協議会 | 東島 美恵子 | | 島田 美和子 | | 相川 忠彦 | | | | |
| 12 | 〃 | 小城市体育協会 | 光岡 國彦 | | 相浦 守夫 | | | | | | |
| 13 | 〃 | 小城市社会福祉協議会 | 原 勝治 | | | | | | | | |
| 14 | 〃 | 小城市小中学校校長会 | 大野 敬一郎 | | | | | 濱崎 豊治 | | 武富 秀之 | |
| 15 | | 公募委員 | 大坪 武裕 | | | | | | | | |
| 16 | | 公募委員 | 光石 隆憲 | | | | | | | | |
| 17 | | 公募委員 | 石橋 裕子 | | | | | | | | |
| 18 | | 公募委員 | 中島 正人 | | | | | | | | |
| 19 | | 公募委員 | 西岡 明樂 | | | | | | | | |
| 20 | | 公募委員 | 古川 久美子 | | 赤松 貴子 | | | | | | |
| 21 | | 市長が必要と認める者 | | | | | | | | 木下 隆和 | |

小城市協働によるまちづくり検討委員会検討経過

小城市協働によるまちづくり検討委員会では、平成26年12月から合計18回の委員会を開催し、本提言書を取りまとめました。

会議の開催経過

| 年 度 | 回 | 期 日 | 内 容 |
|--------|-----|-------------|---|
| 平成26年度 | 第1回 | 平成26年12月25日 | <ul style="list-style-type: none"> ・小城市の協働によるまちづくり施策 ・今後のスケジュール ・市民アンケートについて |
| | 第2回 | 平成27年2月2日 | <ul style="list-style-type: none"> ・先進地視察（佐賀市金立まちづくり協議会、川上校区まちづくり協議会） |
| | 第3回 | 平成27年3月23日 | <ul style="list-style-type: none"> ・小城市の人口集計 ・市民アンケート速報 ・行政区・各種団体アンケート |
| 平成27年度 | 第1回 | 平成27年5月22日 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート分析・評価 ・各種団体。行政区アンケート速報 |
| | 第2回 | 平成27年7月6日 | <ul style="list-style-type: none"> ・先進地視察（福岡県大野城市） |
| | 第3回 | 平成27年7月30日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ「協働のまちづくりをみんなで考えよう！」 |
| | 第4回 | 平成27年8月24日 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政区・各種団体アンケート分析・評価 ・課題の整理 |
| | 第5回 | 平成27年10月16日 | <ul style="list-style-type: none"> ・三里地区協働によるまちづくりワークショップ |
| | 第6回 | 平成27年10月30日 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度以降の協働によるまちづくりに向けて |
| | 第7回 | 平成27年11月20日 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度以降の協働によるまちづくりに向けて【協働によるまちづくりリーフレット作成】 |
| 平成28年度 | 第1回 | 平成28年10月21日 | <ul style="list-style-type: none"> ・「これからの地域づくり・まちづくり」講話 ・平成28年度及び平成29年度以降の協働によるまちづくり事業について |
| | 第2回 | 平成29年1月25日 | <ul style="list-style-type: none"> ・先進地視察研修（佐賀市嘉瀬まちづくり協議会、久保田まちづくり協議会） |
| 平成29年度 | 第1回 | 平成29年9月28日 | <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの検討内容、今後の協働によるまちづくり事業について ・三里地区地域のまちづくりモデル事業について |
| | 第2回 | 平成29年12月25日 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり事業の啓発情報発進 ・三里地区地域のまちづくりモデル事業経過報告 |
| | 第3回 | 平成30年2月16日 | <ul style="list-style-type: none"> ・三里地区地域のまちづくりモデル事業経過報告 ・まちづくり協議会への支援のあり方 ・来年度の協働によるまちづくり事業について |
| 平成30年度 | 第1回 | 平成30年6月29日 | <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの検討内容、今後の協働によるまちづくり事業について ・三里地区地域のまちづくりモデル事業経過報告 ・協働によるまちづくりに関する提言書（案）について |
| | 第2回 | 平成30年8月24日 | <ul style="list-style-type: none"> ・協働によるまちづくりに関する提言書（案）について |
| | 第3回 | 平成30年10月12日 | <ul style="list-style-type: none"> ・協働によるまちづくりに関する提言書（案）について |

三里まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、三里まちづくり協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、三里地区における共通の課題の解決を図り、人と人とのつながりを大切にし、誰もが地域への愛着と誇りを持ち、魅力ある住みよいまちづくりを推進することを目的とし、自主的・主体的に地域自治の活動を行うものとする。

(区域)

第3条 協議会の地区の区域は、別表1のとおりとする。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
- (2) 地域活性化に関すること。
- (3) 健康・福祉に関すること。
- (4) 生活環境の保全に関すること。
- (5) 地域の防災・防火及び防犯に関すること。
- (6) 自治会活動との連携に関すること。
- (7) 郷土芸能の保存と継承に関すること。
- (8) 青少年の健全育成に関すること。
- (9) 生涯学習・文化・スポーツの推進に関すること。
- (10) その他目的達成のために必要な事業

(構成員)

第5条 協議会の構成員は次に掲げる者とする。

- (1) 地区内に居住する者
- (2) 地区内で活動する各種団体等に属する者
- (3) 地区内で事業を営む者又は地区内に在する事業所に勤務する者
- (4) その他会長が必要と認める者

(組織)

第6条 協議会は、総会、運営委員会及び部会により構成する。

2 協議会に事務局を置く。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 事 2名
- (6) 部 会 長 3名

2 部会長を除く協議会の役員は、総会の承認を得て、決定する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 事務局長は、協議会の事務処理を総括する。
- (4) 会計は、協議会の会計を処理する。
- (5) 監事は、協議会の会計及び事業の監査を行う。

- (6) 部会長は、担当する部を統括し、事業の企画・運営を行う。
(役員任期)
- 第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。
(相談役)
- 第10条 協議会は、必要に応じて相談役を置くことができる。
- 2 相談役は運営委員会において選出し、会長が選任する。
(総会)
- 第11条 総会は、協議会の最高議決機関であり、本規約に定める事項のほか、協議会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。
- 2 総会は、代議員制とし、役員、相談役及び別表2に掲げる協議会を構成する各種団体、事業所等から推薦された者(以下「代議員」という。)をもって構成する。
- 3 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 4 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。
- 5 総会の議長は、総会において出席した代議員の中から選出する。
- 6 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 7 総会の議事は、出席した代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 総会は次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) まちづくり計画の策定や見直しに関すること。
 - (2) 規約の制定及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 収支予算及び収支決算に関すること。
 - (5) 役員選任及び解任に関すること。
 - (6) その他重要事項に関すること。
- 9 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した代議員の中から選任した議事録署名人2名が署名押印する。
(総会の公開)
- 第12条 総会は、公開を原則とする。
- 2 構成員は、総会を傍聴することができる。その場合は、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を述べることはできる。
(運営委員会)
- 第13条 運営委員会は、総会に付議する事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。
- 2 運営委員会は、会長、副会長、事務局長、会計、部会長により構成し、会長が必要に応じて招集し、議長となる。
- 3 運営委員会は、運営委員会を構成する役員2分の1以上の出席により成立する。
(部会)
- 第14条 部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の部会を置く。
- (1) ふれあい部会
 - (2) いきいき部会
 - (3) きずな部会
- 2 部会は、三里地区で活動する各種団体、事業所等及び構成員より選出された者で構成する。
- 3 部会には、部会長及び副部会長を置く。

- 4 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 7 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 8 欠員により選出された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間はその職務を行わなければならない。
- 10 部会は、必要に応じて部会長が招集し、事業の実施のほか、事業計画及び予算、実績報告及び決算等について協議を行う。

(会計)

第15条 協議会の運営等に係る経費は、各地区の負担金(戸数割)、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支することができるものとする。

(監査)

第16条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書を作成して会計帳簿とともに監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- 2 監事は前項の書類を受領したときは、これを監査し、その結果を総会で報告する。

(書類及び帳簿の整備)

第17条 協議会は事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する書類を整備する。

(個人情報保護の取扱い)

第18条 協議会が各種事業を執行するために集めた個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成30年6月3日から施行する。
(会計年度)
- 2 平成30年度に限り、会計年度は施行の日から翌年3月31日までとする。
(まちづくり協議会設立時の役員等の任期)
- 3 第9条第1項の規定にかかわらず、まちづくり協議会設立時の役員等の任期は平成32年度に後任者が就任するまでとする。また、第14条第7項の規定にかかわらず、まちづくり協議会設立時の部会長及び副部会長の任期は平成32年度に後任者が就任するまでとする。

別表1（第3条関係）

| 地区の区域 | |
|-------|----------------------------|
| 小城町池上 | 西川 山崎 上右原 下右原 門前 小島 下久須 牛尾 |
| 小城町栗原 | 峰 小隈 坂井 湯谷 |
| 小城町船田 | 大江 船田 久蘇 |
| 小城町畑田 | 轡ヶ里 |

別表2（第11条関係）

| 三里まちづくり協議会を構成する各種団体、事業所等 | | 代議員数（名以内） |
|---------------------------|-----|-----------|
| 1区 | 湯谷 | 1 |
| | 上右原 | 1 |
| | 下右原 | 1 |
| | 山崎 | 1 |
| 2区 | 牛尾 | 1 |
| | 小島 | 1 |
| | 下久須 | 1 |
| | 門前 | 1 |
| 3区 | 久蘇 | 1 |
| | 轡ヶ里 | 1 |
| | 船田 | 1 |
| | 大江 | 1 |
| 4区 | 西川 | 1 |
| | 坂井 | 1 |
| | 小隈 | 1 |
| | 峰 | 1 |
| 三里小学校育友会 | | 2 |
| 三里校区青少年育成会 | | 2 |
| 小城市消防団小城第4分団 | | 2 |
| 小城市民生委員・児童委員連絡協議会（三里地区担当） | | 2 |
| 小城地区交通安全協会小城支部（三里地区担当） | | 1 |
| 三里生産組合協議会（米麦） | | 2 |
| 三里生産組合協議会 梅部会 | | 1 |
| 三里生産組合協議会 梨部会 | | 1 |
| 三里生産組合協議会 蜜柑部会 | | 1 |
| 三里生産組合協議会 苺部会 | | 1 |
| 三里女性部 | | 2 |
| 三里シルバー会【仮称】 | | |
| ふるさと・夢つむぎネットワーク | | 1 |
| NPO法人佐賀県放課後児童クラブ連絡会 | | 1 |
| 三里小学校 | | 1 |
| 三里保育園 | | 1 |

三里まちづくり協議会規約の施行に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三里まちづくり協議会の運営に関して必要な事項を定めるものである。

(役員手当)

第2条 規約第7条の役員の手当額は次のとおりとする。

| 役職 | 役員手当年額 | 備考 |
|------|---------|----|
| 会長 | 30,000円 | 1名 |
| 副会長 | 10,000円 | 2名 |
| 事務局長 | 20,000円 | 1名 |
| 会計 | 10,000円 | 1名 |
| 監事 | 5,000円 | 2名 |
| 部会長 | 20,000円 | 3名 |

(各地区の負担金)

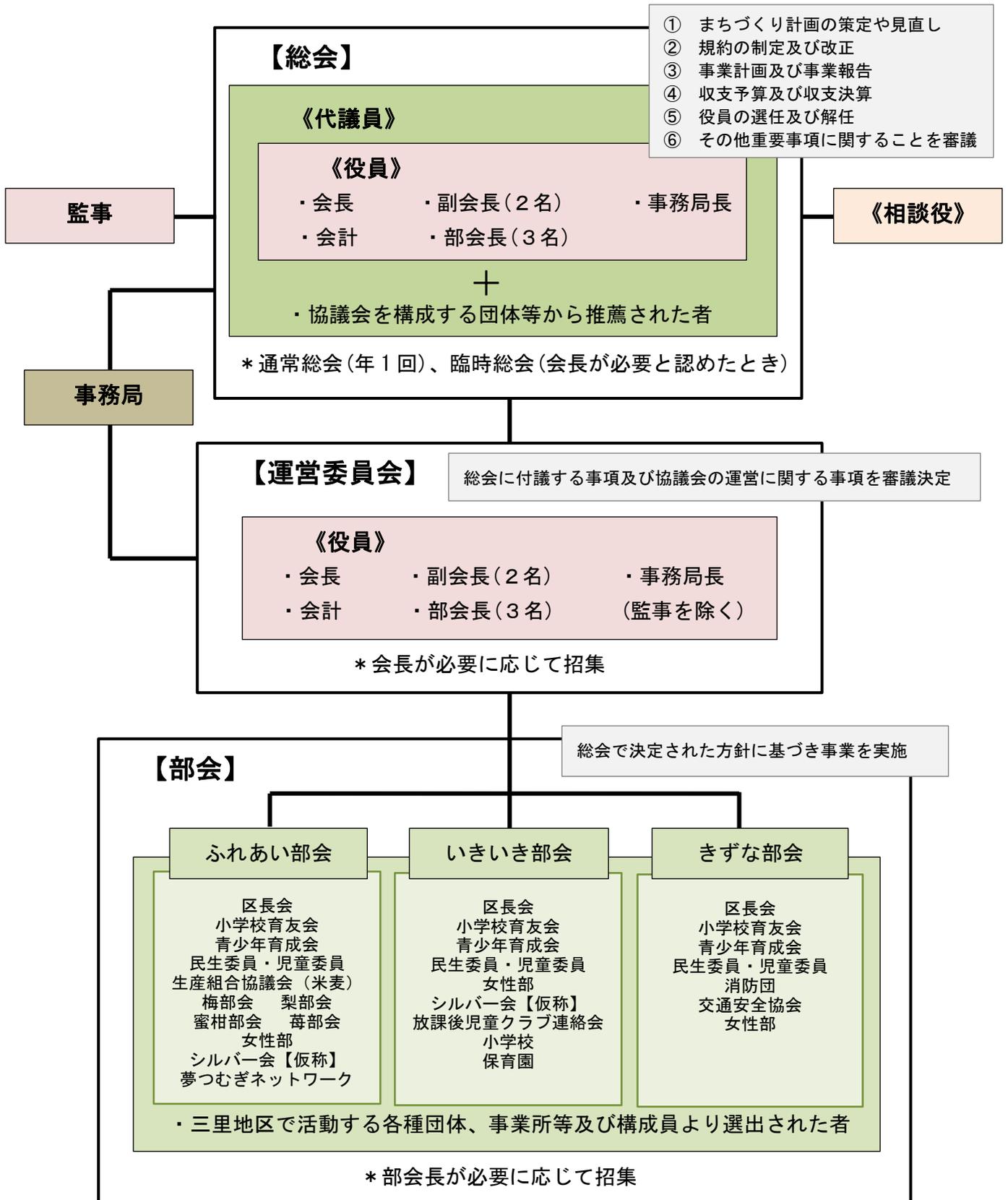
第3条 規約第15条第1項の協議会の運営等に係る経費のうち各地区の負担金(戸数割)は、一戸あたり600円とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年6月3日から施行する。

三里まちづくり協議会 組織体制



《構成員》

- ・地区内に居住する者
- ・地区内で活動する各種団体等に属する者
- ・地区内で事業を営む者又は地区内に在する事業所に勤務する者
- ・その他会長が必要と認める者

* 総会を傍聴することができる。総会においては議決権は有しないが、意見等を述べることはできる。

三里まちづくり協議会設立までの経過報告

平成 30 年 6 月 3 日現在

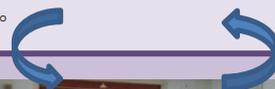
《 》は参加者数

| 年月日 | | | 内容 | |
|---------|------|--------------|--|------------------------------|
| 平成 28 年 | 11 月 | 6 日 | 将来に備えることをみんなで考えよう!! (ワークショップ) 《48 人》 | |
| 平成 29 年 | 2 月 | 21 日 | 三里のまちづくりを考える勉強会 《31 人》 まちづくりアンケート実施 … 回収数 425 件 回収率 53.4% | |
| | 3 月 | 28 日 | 準備会立上げに向けた会議① 《8 人》 | |
| | 4 月 | 13 日 | 準備会立上げに向けた会議② 《10 人》 | |
| | 5 月 | 18 日 | 準備会立上げに向けた会議③ 《9 人》 | |
| | | 31 日 | 準備会立上げに向けた会議④ 《5 人》 | |
| | 6 月 | 14 日 | 準備会立上げ① 《32 人》 | |
| | 7 月 | 23 日 | まちづくりワークショップ① 《75 人》 | |
| | 8 月 | 9 日 | 準備会② 《25 人》 | |
| | | 23 日 | 準備会③ 《20 人》 | |
| | 9 月 | 10 日 | まちづくりワークショップ② 《39 人》 | |
| | 10 月 | 4 日 | 準備会④ 《22 人》 | |
| | 11 月 | 8 日 | 準備会⑤ 《16 人》 | |
| | | 26 日 | まちづくりワークショップ③ 《49 人》 | |
| 12 月 | 20 日 | 準備会⑥ 《17 人》 | | |
| 平成 30 年 | 1 月 | 9 日 | 協議会立上げに向けた会議⑤ 《10 人》 | |
| | | 17 日 | 準備会⑦ 《23 人》 | |
| | 2 月 | 15 日 | 協議会立上げに向けた会議⑥ 《7 人》 | |
| | | 21 日 | 準備会⑧ 《21 人》 | |
| | 3 月 | 7 日 | 協議会立上げに向けた会議⑦ 《6 人》 | |
| | | 14 日 | 準備会⑨ 《22 人》 | |
| | | | | これからの三里まちづくりのための報告会&地域づくり講演会 |
| | 4 月 | 18 日 | 準備会⑩ 《29 人》 | |
| | | 25 日 | 役員会① 《8 人》 | |
| | 5 月 | 8 日 | 準備会⑪ 《28 人》 | |
| 16 日 | | 役員会② 《10 人》 | | |
| 6 月 | 3 日 | 三里まちづくり協議会設立 | | |



まちづくり協議会設立準備会

区長、各種団体の代表等計 39 人で組織。まちづくりワークショップで出された意見について整理・まとめを行う。



まちづくりワークショップ

区長ほか各種団体、地域住民、地区担当職員（市役所職員）へ参加を呼びかけて開催。さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合う場です。